



佐賀県公報

平成18年
6月26日
(月曜日)
第 12771号

(○印は、県例規集に登載するもの)

- 特定計量器の定期検査
 - 道路の区域の変更

公 告

- 平成十八年度職業訓練指導員試験の実施
○農地保有合理化事業規程の変更承認

園 農 球 課 產 動

- 開発行為に関する工事の完了
 - 換地処分届出
 - 建築基準法に基づく道路の位置の指定
 - 建築基準法に基づく道路の位置の指定の廃止

(公 告)

○告示

○落札者等の公示

●佐賀県告示第四百三十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器に係る定期検査を、社団法人佐賀県計量協会が知事が指定する検査場所で、次のとおり実施する。

平成十八年六月二十六日

佐賀県知事
吉川康

◎佐賀県告示第四百三十一号

●佐賀県告示第四百三十一号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年六月二十六日から平成十八年七月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に

唐津市 (旧唐津 市の区域 に限る。)												検査区域
検査年月日	検査時間	検査場所	対象となる 特定計量器	非自動ばかり、 分銅及びおもり	平成一八年 八月一八日(金)	平成一八年 八月二二日(月)	平成一八年 八月二三日(火)	平成一八年 八月二三日(火)	平成一八年 八月二三日(水)	平成一八年 八月二四日(木)	平成一八年 八月二十五日(金)	平成一八年 八月二五日(月)
平成一八年 八月二二日(月)	一一・三〇から 一二・〇〇まで	唐津市農業協同組合 屋形石支所	唐津市役所 湊支所	唐津市漁業協同組合 高島支所	唐津市漁業協同組合 満島連絡所	唐津市漁業協同組合 鬼塚公民館	鏡公民館	唐津市都市コミュニティーセンター	成和公民館	長松公民館	西唐津公民館	唐津市漁業協同組合
一五・三〇まで	一〇・三〇から 一五・三〇まで											
唐津市役所	唐津市漁業協同組合	唐津市漁業協同組合	西唐津公民館	長松公民館	成和公民館	唐津市都市コミュニティーセンター	鏡公民館	唐津市漁業協同組合 鬼塚公民館	唐津市漁業協同組合 満島連絡所	唐津市漁業協同組合 高島支所	唐津市役所 湊支所	唐津市農業協同組合 屋形石支所

供する。

なお、平成十八年五月十二日付け佐賀県告示第二百四十一号は、廃止する。

平成十八年六月二十六日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道路の区域			佐賀県知事 古川康
	区間	変更前の別	幅員	
県道 佐賀川久保鳥栖線	三養基郡みやき町大字簗原字吉 原三九六六番二地先から 三養基郡みやき町大字簗原字吉 原四〇二四番一地先まで 三養基郡みやき町大字簗原字吉 原四〇一四番一地先まで	後	一九・〇 九・九	一一〇八・七 一一〇七・九
	三養基郡みやき町大字簗原字吉 原三九六六番二地先から 三養基郡みやき町大字簗原字吉 原四〇一四番一地先まで	前	一六・七 七・八	

◎佐賀県告示第四百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年六月二十六日からの平成十八年七月二十五日までは佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、平成十八年五月十二日付け佐賀県告示第二百四十一号は、廃止する。

平成十八年六月二十六日

佐賀県知事 古川康

○△■

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条に規定する職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を次のとおり行います。

平成18年6月26日

佐賀県知事 古川康

1 試験を実施する免許職種

(1) 実技試験及び学科試験を実施する免許職種

自動車整備科

(2) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する免許職種（実技試験の免除を受けることができる者に限る。）

木工科

(3) 学科試験（指導方法のみ）を実施する免許職種（実技試験及び学科試験（関連学科）の免除を受けることができる者に限る。）

上記(1)及び(2)以外の免許職種

2 試験の科目

(1) 實技試験及び学科試験（関連学科）

免許職種	実技試験の科目	学科試験（関連学科）の科目	専攻学科
自動車整備科	自動車整備	自動車工学（自動車内燃機関 シャシー 電気及び電子装置 車体 燃料及び潤滑油）	自動車整備法（整備法検査法 整備及び検査機器）

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀川久保鳥栖線	三養基郡みやき町大字簗原字吉原三九六六番一地先から 三養基郡みやき町大字簗原字吉原四〇一四番一地先まで	平成一八・六・一六

<p>木工科</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">製図 (現图画法 読図 法)</td><td style="width: 33%;">工作法 (木工品 工作 法 組立法 仕上法 加飾法 木工用機械 仕様及び積算)</td><td style="width: 33%;">木材加工法 (木材乾燥 木材加工用機械 木 材加工法) 塗装法 (塗装機器 塗 装法) 材料 (木工用材料 安全衛生 (安全管理 衛生管理) 着剤 仕上用材料)</td></tr> </table>	製図 (現图画法 読図 法)	工作法 (木工品 工作 法 組立法 仕上法 加飾法 木工用機械 仕様及び積算)	木材加工法 (木材乾燥 木材加工用機械 木 材加工法) 塗装法 (塗装機器 塗 装法) 材料 (木工用材料 安全衛生 (安全管理 衛生管理) 着剤 仕上用材料)	<p>において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に關し 1 年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>キ 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に關する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に關し 2 年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>ク 学校教育法による高等学校又は中等教育学校の後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に關し 3 年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>ケ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後当該免許職種に關し 5 年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>コ 学校教育法による専修学校又は各種学校 (修業年限が 2 年以上で、中学校を卒業したこと若しくは中等教育学校の前期課程を修了したこと又はこれらと同等以上の学力を有することを入学資格とするものに限る。) のうち厚生労働大臣が指定するものにおいて免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に關し 4 年 (専修学校の専門課程において修業年限が 2 年のものを修めて卒業した者にあっては 3 年、修業年限が 3 年以上のものを修めて卒業した者にあっては 2 年、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修業年限が 3 年以上のものを修めて卒業した者にあっては 3 年) 以上の実務の経験を有するもの</p> <p>サ 免許職種に關し、8 年以上の実務の経験を有する者</p> <p>シ 厚生労働大臣が別に定めるところによりアからサまでに掲げる者と同等以上の実務の経験を有すると認められる者</p> <p>ス 厚生労働大臣が別に定めるところによりアからシまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者</p> <p>(2) (1)にかかわらず、次のいづれかに該当する者は、試験を受けることができません。</p>					
製図 (現图画法 読図 法)	工作法 (木工品 工作 法 組立法 仕上法 加飾法 木工用機械 仕様及び積算)	木材加工法 (木材乾燥 木材加工用機械 木 材加工法) 塗装法 (塗装機器 塗 装法) 材料 (木工用材料 安全衛生 (安全管理 衛生管理) 着剤 仕上用材料)							
<p>(2) 学科試験 (指導方法)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 33%;">区 分</th><th colspan="3">学科試験 (指導方法) の科目</th></tr> <tr> <td style="width: 33%;">全科目共通</td><td>職業訓練原理 教科指導法</td><td>訓練生の心理</td><td>生活指導 職業訓練関係法規</td></tr> </table>	区 分	学科試験 (指導方法) の科目			全科目共通	職業訓練原理 教科指導法	訓練生の心理	生活指導 職業訓練関係法規	
区 分	学科試験 (指導方法) の科目								
全科目共通	職業訓練原理 教科指導法	訓練生の心理	生活指導 職業訓練関係法規						

ア 成年被後見人又は被保佐人	免許職種に關し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
イ 禁錮以上の刑に処せられた者	免許職種に關し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者	学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に關する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
試験の免除	厚生労働大臣が別に定める他の法令による免許又は資格を有する者	実技試験又は学科試験において、試験が免除を受けることができる者は、次のとおりです。
4 実技試験及び学科試験において、試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次のとおりです。	免除を受けることができる者 免許職種に關し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者 免許職種に關し、2級の技能検定に合格した者 職業訓練指導員免許を受けた者 免許職種に關し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者 職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者 免許職種に關し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者 免許職種に關し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の専攻学科に合格した者 職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科のうち関連学科に合格した者 免許職種に關し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	免除の範囲 実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科 実技試験の全部 学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。） 実技試験の全部 学科試験のうち指導方法 学科試験のうち関連学科の系基礎学科 学科試験のうち関連学科の専攻学科 学科試験のうち関連学科の系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。） 学科試験のうち関連学科
5 試験の期日及び場所	(1) 平成18年9月6日（水曜日） 佐賀県立産業技術学院（多久市多久町7183番地1） (2) 平成18年9月7日（木曜日） 佐賀県立産業技術学院（多久市多久町7183番地1）	
6 受験申請の手続	(1) 受験申請に必要な書類 ア 職業訓練指導員試験受験申請書 イ 履歴書（市販の用紙を使用し、写真をはり付けること。写真は申請前6か月以内に撮影した正面上半身無帽無背景で縦4センチメートル横3センチメートル型とし、裏面に撮影年月日及び氏名を記入すること。） ウ 3の(2)のア及びイに該当しないことを証する書面 エ 受験資格を証する書面 オ 試験の免除を受けようとする者にあっては、免除資格に該当することを証する書面 (2) 受験手数料 受験手数料は、次に掲げる額とします。ただし、学科試験又は実技試験	

の全部免除を受ける場合は、当該試験の受験手数料は不要です。

学科試験	3,100円
実技試験	15,800円
合計	18,900円

受験手数料に相当する額の佐賀県収入証紙を受験申請書にはり付けてください。

なお、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由があっても受験手数料の返還はできませんのでご注意ください。

(3) 受験申請書類の提出先

佐賀県農林水産商工本部労働課職業能力開発担当（郵便番号840-8570
佐賀市城内一丁目1番59号）

(4) 受験申請書類の提出期限

平成18年7月3日（月曜日）から平成18年7月28日（金曜日）まで。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きしてください。7月28日の消印のあるものまで受け付けます。

(5) 受験票

受験申請書を受け付けた後、受験票を本人あて送付します。

7 合格発表

合格者の受験番号を平成18年10月上旬に佐賀県公報に掲載するとともに、合格者のみに合格通知及び合格証書の交付をします。

8 試験結果の開示

この試験の得点については、佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。受験者本人が受験票を持参のうえ、直接開示場所へおいでください。
なお、電話での開示請求はできませんのでご注意ください。

開示請求できる人	開示する内容	開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所
受験者本人のみ	学科試験得点（科目別得点を含む。）及び実技試験得点	合格発表の日から1か月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除き、8時30分から17時15分まで）	農林水産商工本部労働課

9 その他

(1) 受験申請書及び試験案内は、佐賀県農林水産商工本部労働課においてお渡します。

なお、受験申請書及び試験案内の郵送を希望する場合は、あて先を明記のうえ140円切手をはった返信用封筒（定形外：A4用紙を収納できるサイズ）を同封して、「職業訓練指導員試験受験申請書請求」と朱書きして、佐賀県農林水産商工本部労働課に申し込んでください。

(2) 受験手続について不明な点は、佐賀県農林水産商工本部労働課職業能力開発担当（電話0952-25-7101）に問い合わせてください。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認したので、同条第2項の規定により準用する同法第7条第5項の規定により公告する。

平成18年6月26日

佐賀県知事 古川 康

- 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所
名称 社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社
住所 佐賀市城内一丁目1番59号
- 変更する農地保有合理化事業規程の名称

社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社農地保有合理化事業規程

3 変更する農地保有合理化事業の種類

農地売渡信託等事業（法第4条第2項第2号に規定する事業をいう。）

農地貸付信託事業（法第4条第2項第2号の2に規定する事業をいう。）

4 事業規程の変更内容

農業生産法人への貸付信託の事業の追加等

5 承認年月日

平成18年5月30日

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成18年6月26日

佐賀県知事 古川 康

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	生産業者		有効期限
				その他の規格名	氏名又は住所	
佐賀県肥料第688号	副産動物質肥料	アミノキング	窒素全量8.0%	日本物産株式会社	唐津市中瀬通1の6	平成21年7月24日
佐賀県肥料第689号	副産動物質肥料	ベストワンエキス	窒素全量8.0%	日本物産株式会社	唐津市中瀬通1の7月24日	平成21年7月24日
佐賀県肥料第690号	副産動物質肥料	バイオグリー	窒素全量8.0%	日本物産株式会社	唐津市中瀬通1の7月24日	平成21年7月24日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

三養基郡上峰町大字坊所字上坊所412番13から412番16まで並びに三養基郡みやき町大字中津隈字五本黒木630番3、631番2、632番1及び632番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三養基郡みやき町大字原古賀5473番地の1

さが東部農業協同組合

唐津市長 坂井 俊之から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の

4において準用する同法第54条第3項の規定により、唐津市営土地改良事業（さが農業農村振興整備）宮ノ前地区の換地処分を平成18年5月24日行った旨の位置を次のとおり指定した。

平成18年6月26日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
9	神埼郡吉野ヶ里町吉田字中瀬尾1948番243及び1948番249	平成18年6月14日	6.15 (6.00~6.15)	82.40

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法施行細則（昭和36年佐賀県規則第14号）第12条の規定により、平

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年6月26日

成18年6月9日次の指定道路の廃止を承認した。

平成18年6月26日

第12771号

佐賀県知事 古川康

指定番号	指定廃止の位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
19	鹿島市大字森字見橋1044番4 及び1064番6	昭和60年3月13日	4.0	54.38

指定廃止に係る図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 指定廃止標榜

次のとおり落札者等について公告します。

平成18年6月26日

取支等命令者

佐賀県教育庁学校教育課長 潤上芳秋

1 落札に係る物品名及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 一式 621台
液晶プロジェクター 一式 27台

プリンタ 一式 27台

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成18年4月13日

4 落札決定日 平成18年5月24日

5 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 シーホース株式会社佐賀支店 代表取締役 松枝清盛

(2) 住所 佐賀市天祐一丁目1-22 パインハイツ203号

6 落札価格 83,758,500円（消費税及び地方消費税額を含む）

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 佐賀県教育庁学校教育課産業教育・情報化推進担当

(2) 所在地 佐賀市城内一丁目1番59号

申購
込読
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年六月二十六日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日
株古川総合印刷